

宮崎県体操協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、宮崎県体操協会（以下「本会」）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を（延岡市桜ヶ丘3-7122 延岡商業高校）に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、宮崎県における体操界を統括し、代表する団体として、体操ならびに体操競技の健全な普及発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体操および体操競技の普及振興と競技力の向上に関すること。
- (2) 各種競技会の開催および役員・選手の派遣
- (3) 指導者の研修に関すること。
- (4) 体操および体操競技についての調査研究
- (5) 関係機関・団体との連絡提携
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会計

(経費の支弁)

第5条 本会の経費は次のもので支弁する。

- (1) 登録料 ※トランポリンは2万円納入（男女種別という意味で）
- (2) 参加料
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(事業計画および収支予算)

第6条 本会の収支予算は会長が編成し、事業計画とともに理事会の承認を経て、宮崎県体育協会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第7条 本会の収支決算は、会長が作成し、事業報告とともに理事会の承認を経て、宮崎県体育協会に届け出なければならない。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 組織団体

第9条 本会は、登録団体・登録者をもって組織し、（公財）日本体操協会・九州体操協会・（公財）宮崎県体育協会に加盟する。

(地区)

第10条 本会は、本会の目的を達成するため、各地区に連絡会員を置く。

- 延岡・日向地区、 西都・児湯地区、 宮崎・東諸地区
日南・串間地区、 都城・北諸地区、 小林・西諸地区
- 2 連絡会員は地区の会務を執行し、本協会の理事を兼ねる。

第5章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（若干名）
- (3) 常務理事（理事長1名 副理事長3名以内 各専門部委員長5名）
- (4) 理事（25名程度 うち理事長1名 副理事長3名以内含む）
- (5) 監事2名 ※トランポリン2名
- (6) 幹事1名

(役員を選任)

第12条 会長および副会長は、推薦委員会において推挙し、理事会で決定する。

第13条 理事は会員の中から推薦委員会において選任し、会長が委嘱する。理事の選考方法は別に定める。

第14条 理事長・副理事長は、理事会において理事の互選で定める。

第15条 常務理事は理事より選任し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第16条 監事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第17条 幹事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第18条 会長は本会を代表して会務を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命により日常の会務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を組織して、会務を執行する。

- 6 常務理事は、常務理事会を組織して、会務を執行する。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。
- 8 幹事は、本会の日常の事務を分担する。

(役員任期)

- 第 19 条 役員任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 6 章 名誉役員

(顧問・参与)

- 第 20 条 本会に名誉役員として、顧問・参与をおくことができる。
- 2 顧問・参与は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
 - 3 顧問・参与は、会長の諮問に応じ又は会長の要請により、会議に出席して意見を述べるができる。
 - 4 名誉役員任期は2か年とする。ただし再任を妨げない。

第 7 章 会議

- 第 21 条 会議は、総会・理事会・常務理事会・専門委員会とし、会長が招集する。
- 2 総会・理事会の議長は、会長がこれを努める。
 - 3 理事会および常務理事会は、それぞれ3分の2以上の出席がなければ成立しない。ただし、あらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。
 - 4 理事会および常務理事会の議事は、それぞれ出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 理事又は常務理事の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して、会議の請求があったときは、会長はすみやかに理事会又は常務理事会を招集しなければならない。
 - 6 理事会および常務理事会に付議する事項は、それぞれ開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めた事項は、この限りではない。
 - 7 監事・幹事は、理事会並びに常務理事会に出席して意見を述べるができる。

(総会)

- 第 22 条 総会は、次の事項を承認する。
- (1) 予算・決算に関すること
 - (2) 事業に関すること
 - (3) その他

(理事会)

- 第 23 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 役職員の推薦
- (4) その他会長が付議する事項

- 2 会長において、理事会を招集するひまのない緊急を要する事項については、理事会の議決を経ないで、これを処理することができる。但し、この場合は次の理事会において承認を得なければならない。

(常務理事会)

- 第 24 条 常務理事会は、次の事項を審議する。
- (1) 理事会に提出する事業計画および収支予算
 - (2) 理事会に提出する事業報告および収支決算
 - (3) その他会長が付議する事項

(議事録)

- 第 25 条 全ての会議には議事録を作成し、議長および出席者2名以上が署名捺印のうえ、これを保存する。

②

第 8 章 専門委員会

(専門委員会)

- 第 26 条 本会の常務処理のため、次の専門委員会を置く。
- 総務委員会 事業委員会 審判委員会 強化普及委員会
体操・トランポリン委員会 ※トランポリン委員所属
- 2 専門委員会の委員長は理事の中から選出し、理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。
 - 3 専門委員会の運営に必要な事項は別に定める。

第 9 章 委員会

(委員会)

- 第 27 条 本会に次の委員会を置く。
- 表彰委員会 競技者委員会
- 2 委員会は会長、副会長、理事長、事務局長をもって構成する。
 - 3 委員会の規定は別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

- 第 28 条 本会の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局の運営に関する事項は別に定める。

第 10 章 規約の変更

(規約の変更)

第 29 条 本会の規約変更は、理事会の承認を得なければならない。

第 11 章 補 則

(細則)

第 30 条 本規約の施行について必要な事項は、理事会の議決により、別に定めることができる。

附 則

本規約は、昭和 26 年 8 月 1 日から施行する。

昭和 35 年 5 月 29 日一部改正

昭和 56 年 6 月 1 日全面改正

平成 17 年 3 月 20 日一部改正

平成 19 年 3 月 20 日一部改正

平成 23 年 4 月 16 日一部改正

平成 25 年 3 月 16 日一部改正

平成 28 年 3 月 20 日一部改正